

総合口座取引規定

第1条(総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」という）ができます。

① 普通預金

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、および据置期間後解約自由定期預金（以下、これらを「定期預金」という）

③ 前記②を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 前記(1)の①から②までの各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。

第2条(取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および据置期間後解約自由定期預金の預入れは一口 1,000 円以上（ただし、中間利息定期預金を除きます。）とします。

また、定期預金等の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

第3条(振込金の受入れ)

(1) 普通預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2) 普通預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条(定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

第5条(預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金等の解約、書替継続をするときは、当組合所定の払戻請求書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第6条(預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 3 月と 9 月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

第7条(当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下、「極度額」という）は、次の金額とします。
 - ① この取引の定期預金合計額の 90%または 300 万円のうちいずれか少ない金額（千円単位で端数切捨て）。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第9条(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

第8条(貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金等があるときは、後記(2)の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
 - ① この取引の定期預金等には、その合計額について 334 万円を限度に貸越金の担保として質

権を設定します。

- ② この取引に定期預金等があるときは、各々、貸越利率の低い順とします。貸越利率が同一となる定期預金为数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

(2)

- ① 貸越金の担保となっている定期預金等について、解約または(仮)差押があった場合には、第7条(2)①により算出される金額については、解約された定期預金等の金額または(仮)差押にかかる定期預金等の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 前記①の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

第9条(貸越金利息等)

(1)

- ① 貸越金の利息は、付利単位を1円として、毎年3月と9月の当組合所定の日に1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.500%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.500%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.500%を加えた利率
 - D 据置期間後解約自由定期預金を貸越金の担保とする場合
その据置期間後解約自由定期預金ごとにその約定利率(最長預入期間に対応する約定利率)に年0.500%を加えた利率
 - ② 前記①の組入れにより極度額を超える場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③ この取引の定期預金等の全額の解約により、定期預金等の残高が零となった場合には、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 定期預金等を貸越金の担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。
- (3) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.600%(年365日の日割計算)とします。

第 10 条(即時支払)

(1) 次の①から④までの一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申出があったとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 第 9 条(1)②により極度をこえたまま 6 か月を経過したとき
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第 11 条(解約等)

(1) 普通預金を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金等の記載がある場合で、定期預金等の残高があるときは、別途に定期預金等の証書または通帳を発行します。

(2) 第 10 条(1) または(2)の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

第 12 条(差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。

- ① この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金等を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
- ② 前記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金等の利率はその約定利率とします。

第 13 条(規定の準用)

この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以 上